

保長介第2766号
令和元年10月29日

指定通所介護事業所
指定地域密着型通所介護事業所
指定訪問介護事業所

} 管理者 様

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課長
(公 印 省 略)

事業所における管理者の兼務について（通知）

日頃より、本市の介護保険制度の運営について多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび本市では、事業所における管理者の他職種の兼務に関して以下のとおり考え方を整理いたしましたので通知いたします。

1. 訪問介護事業所における兼務について

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第6条において、「指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。」と定められています。

さらに、上記基準省令の解釈通知、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において、管理者は管理業務に支障がないときには、他の職務を兼ねることができることから、事業所において管理業務に支障がないものと判断する場合には、管理者兼訪問介護員（サービス提供責任者）を訪問介護員等の常勤換算上の1人と配置して差し支えないとします。

なお、サービス提供責任者に関しては、訪問介護員として従事する者の中から有資格者が選任されることから、管理者が管理業務に支障がないとして訪問介護員及びサービス提供責任者の兼務（合計3職種）の兼務も基準上差し支えないとします。

2. 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）における兼務について

通所介護事業所においても訪問介護事業所と同様に、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないと定められていますが、管理業務に支障がない場合において他職種に従事することが認められています。

そのため、例えばサービス提供時間中に、管理業務に支障がないものとして管理者が生活相談員としても従事する勤務形態の場合には、生活相談員の配置要件を満たしているものとして差し支えないとします。

なお、管理者が機能訓練指導員としても従事している場合、人員基準上の要件は満たしていると判断しますが、個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定に関しては以下の点にご留意ください。

個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定要件に「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること」と定められているため、管理者兼機能訓練指導員の職員は加算の算定をするための職員とは認められないものとします。個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定については、平成30年8月17日付、保長介第1855号のとおりです。

個別機能訓練加算に限らず、各種加算の算定要件について疑義がある場合にはご相談下さい。

3. 上記以外のサービスを提供する事業所について

他の介護保険サービスを提供する事業所においても、基準省令において管理者が管理業務に支障がないものとして他の職務に従事することが認められている場合においては、今回の通知の取扱いで差し支えないとします。今回の通知は、市への問い合わせが多いサービスを例としていますが、他の介護サービスを提供している法人におかれましては、各事業所への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

【参考資料】勤務形態一覧表のイメージ

事業所	職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数			
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
				*																																	
訪問介護事業所	管理者兼訪問介護員	B																																			
	管理者兼訪問介護員兼サービス提供責任者	B																																			
通所介護事業所	管理者兼生活相談員	B																																			
	管理者兼介護職員	B																																			

【担当】

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課
 事業者係 百澤 榎本 水野 神谷 高橋
 電話 048-829-1265
 ファックス 048-829-1981
 Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp